

令和5年9月22日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和5年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1 番	菅 野 隆 二 君	2 番	米 川 修 司 君
3 番	櫻 井 靖 君	4 番	櫻 井 貞 子 君
5 番	中 島 一 都 君	6 番	後 藤 良 郎 君
7 番	赤 間 幸 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	阿 部 幸 夫 君	10 番	今 野 章 君
11 番	小 澤 陽 子 君	12 番	片 山 正 弘 君
13 番	高 橋 利 典 君	14 番	色 川 晴 夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	佐 藤 進 君
企 画 調 整 課 長	佐々木 敏 正 君
町 民 福 祉 課 長	安 土 哲 君
健 康 長 寿 課 長	齊 藤 恵美子 君
産 業 観 光 課 長	太 田 雄 君
建 設 課 長	赤 間 春 夫 君
会計管理者兼会計課長	岩 渕 茂 樹 君
水 道 事 業 所 長	君
危 機 管 理 監	田 瀬 高 広 君
産業観光課専門官	赤 間 隆 之 君
建設課参事兼建設班長	梁 川 秀 幸 君
総務課参事兼総務管理班長	相 澤 光 治 君
教 育 長	内 海 俊 行 君

教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君
教 育 課 長	蜂 谷 文 也 君
選挙管理委員会事務局長	千 葉 知 道 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	千 葉 浩 司	次	長	熊 谷 直 美
主	査	清 水 啓 貴		

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 9 月 2 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

日程第 1 議席の指定

〃 第 2 会議録署名議員の指名

〃 第 3 会期の決定

9 月 2 2 日から 1 0 月 6 日まで 1 5 日間

〃 第 4 町長所信表明

〃 第 5 諸般の報告

〃 第 6 常任委員の専任

〃 第 7 議会運営委員の専任

〃 第 8 常任委員会の所管事務調査報告

〃 第 9 特別委員会の調査報告

〃 第 1 0 議案第 5 2 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度松島町一般会計補正予算 (第 3 号))

〃 第 1 1 議案第 5 3 号 松島町町税条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 5 4 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 5 5 号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

〃 第 1 4 議案第 5 6 号 令和 5 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) (提案説明)

- Ⅱ 第 1 5 議案第 5 7 号 令和 5 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
（提案説明）
- Ⅱ 第 1 6 議案第 5 8 号 令和 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（提案説明）
- Ⅱ 第 1 7 議案第 5 9 号 令和 5 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（提案
説明）
- Ⅱ 第 1 8 議案第 6 0 号 令和 5 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）（提案
説明）
- Ⅱ 第 1 9 議案第 6 1 号 令和 5 年度松島町松地区外区有財産特別会計補正予算（第 1
号）（提案説明）
- Ⅱ 第 2 0 議案第 6 2 号 令和 4 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説
明）
- Ⅱ 第 2 1 議案第 6 3 号 令和 4 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（提案説明）
- Ⅱ 第 2 2 議案第 6 4 号 令和 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（提案説明）
- Ⅱ 第 2 3 議案第 6 5 号 令和 4 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（提案説明）
- Ⅱ 第 2 4 議案第 6 6 号 令和 4 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 5 議案第 6 7 号 令和 4 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
（提案説明）
- Ⅱ 第 2 6 議案第 6 8 号 令和 4 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定
について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 7 議案第 6 9 号 令和 4 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て（提案説明）
- Ⅱ 第 2 8 議案第 7 0 号 令和 4 年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 9 報告第 3 号 令和 4 年度松島町健全化判断比率について
- Ⅱ 第 3 0 報告第 4 号 令和 4 年度松島町資金不足率について
- Ⅱ 第 3 1 議案第 7 1 号 松島町副町長の選任につき同意を求めることについて

- Ⅱ 第 3 2 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - Ⅱ 第 3 3 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - Ⅱ 第 3 4 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - Ⅱ 第 3 5 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さんおはようございます。

ただいま出席議員が12名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年度第3回松島町議会定例会を開会いたします。

ご報告いたします。会議規則第2条の規定により、12番片山正弘議員から所用のため遅刻する旨の届けがありました。

それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 議席の指定

○議長（色川晴夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

8月27日施行されました松島町議会議員補欠選挙において、当選されました中島一都議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、5番に指名いたします。

このたび当選されました中島議員からご挨拶をお願いします。中島議員。

○5番（中島一都君） 皆さんおはようございます。

中島一都と申します。44歳でございます。まずは今回の補欠選挙に当たり、ご準備いただきました選挙管理委員会の皆様、そして役場の皆様、本当にありがとうございました。今回無投票という結果にはなりましたが、私自身観光地に携わっており、また中学生の子供2人がおり、子育て世代真っ最中でございます。その代表としまして今日の所信ということを忘れずに美しい松島、豊かな松島をつくるために一生懸命精進してまいりますので、これからもご指導のほどよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） よろしく願い申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番阿部幸夫議員、10番今野 章議員を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日 9 月 22 日から 10 月 6 日までの 15 日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 10 月 6 日までの 15 日間と決定いたしました。

日程第 4 町長所信表明

○議長（色川晴夫君） 日程第 4、町長所信表明を行います。

町長より、所信表明の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の皆様、改めましておはようございます。

令和 5 年第 3 回松島町議会定例会開会に当たり、冒頭の貴重な時間をいただきまして、町長就任のご挨拶と町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

このたびの町長選挙におきまして、無投票という結果ではございましたけれども、再選を果たし、引き続き町政を担わせていただきますことは、これまで 2 期 8 年間の町政運営に対し、町民の皆様から賜りましたご理解のあらわれと捉えますとともに、今後も急速に変化し続ける社会経済情勢の中で、これまで以上に多様化が求められる町政運営の任に課せられた使命であると捉え、改めてこの責任の重さを強く実感し、身の引き締まる思いであります。

今後の 4 年間の町政運営におきましては、町民の皆様からご支援とご期待に応えるべく、改めて初心に立ち返り、全身全霊で誰一人取り残すことなく、全ての松島町民の皆様に対する責務を果たし、町政運営に取り組んでまいり所存であります。

さて、私は平成 27 年 9 月に就任し、その後間もなく策定したまちづくり指針となる松島町長期総合計画の下、定住子育て交流を重点戦略とし、活力あるまち松島を目指し、これまで町政運営に尽力してまいりました。その中で 2 期目就任時に発生した未曾有の大災害となった新型コロナウイルス感染症拡大に係る各種支援施策や防止対策に奔走したところではありますが、2 期目就任時に示しました 5 つの基本施策につきましても、着実に推進してまいりました。

松島海岸駅バリアフリー整備事業につきましては、コロナ禍により観光客の激減という大打撃を受けつつも、国、県及び東日本旅客鉄道株式会社との太い絆の下、立ち止まることなく整備を継続させたことで、東北宮城の観光地を代表する新たな駅舎となる松島海岸駅の誕

生を迎えることができました。

続きまして本町にとりまして、十数年来の課題であり、宿願でもある新たな産業拠点の創出につきましては、企業誘致なくして地域活性化を図れないとの信念に基づき、初原地区に松島イノベーションヒルズ構想を掲げ、国や県と粘り強く協議を重ねた結果、対象となる開発区域を市街化調整区域から市街化区域へ編入させることができ、当地区において産業拠点の整備が可能となりました。現在は令和7年度完成に向け、組合施行による土地区画整理事業の整備が進められているところでございます。

また、安心して子育てができる環境整備を目指し、官民連携により町内で初めてとなる幼保連携型認定こども園めぶきの森が今年4月に開園を迎えたことと併せ、町内3保育所1幼稚園の再生計画を進め、保育園入所者のニーズに応じた子育て環境の充実を図りました。

移住定住の促進につきましては、町独自の定住補助金事業や宮城県との共同による移住支援金事業の実施のほか、宮城県で主催する定住促進イベントの出展、本町PRや相談体制の充実を図ったことで、働く世代における社会増の状況が見られるなど少しずつではありますが、地道な取組が結実を見せてきております。

これまでの2期8年におきましては、実に様々な出来事がございましたが、時代の流れに揺らぐことなく町政運営におけるかじ取りをし、未来の松島町の発展に資する多くの施策を形にできたことは、ひとえに議員各位、町民の皆様のご理解とご協力の賜物であると改めて感謝を申し上げますとともに、職員も一丸となって取り組んだ成果でありますことから、関係各位に対しこの場をお借りし、心から感謝を申し上げます。

さて、本町を取り巻く情勢に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症との戦いも3年余りが経過し、依然として感染症拡大は予断を許さないものの、5月8日には感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく分類において、これまでの2類から5類感染症に移行し、各方面での制限等が大きく緩和されており、日常生活や社会経済活動につきましては、ウィズコロナそしてアフターコロナへと向かい始めているところでございます。本町におきましても、外国人観光客の団体旅行客の姿が目に見えて増えてきており、ようやくコロナ禍以前のにぎわいを取戻しつつあると実感しているところでございます。

しかしながら世界に目を向けますと、令和4年2月より始まったロシアによるウクライナ侵攻により、遠く離れた日本においてもエネルギー価格や物価の高騰をもたらすなど、エネルギー情勢や経済に対し世界的な規模で影響が及んでおります。

また、我が国も含め世界各地で発生している異常気象災害につきましては、地球温暖化が

起因しているものと言われており、地球温暖化対策は今後ますます重要な課題となりますことから、本町でも、6月に宣言いたしました2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティに基づく地球温暖化対策の計画策定に取り組んでまいります。

加えて我が国では、依然として少子高齢化及び人口減少の波を止めることができず、国立社会保障人口問題研究所の将来推計においても減少することが示されており、地域コミュニティの維持を含め、引き続き厳しい状況が予想されます。また、継続する物価高騰による影響にさらされており、地方行政は非常に厳しい財政状況での運営を強いられております。

このような状況下におきましても、国がデジタル社会の実現に向けて、行政手続のオンライン化や庁舎内における事務のデジタル化などDX推進を求めており、これまで以上に多方面に展開する施策が必要となっております。

ここに自然科学者のダーウィンが言われたとされる最も強いものが生きるわけではなく、最も賢いものが生きるわけでもなく、環境という変化に対応したものだけが生き残るという名言がございますが、これからの地方行政においても、最も重要な考え方であると私は確信しております。先代が築き上げたこれまでの本町の歴史や文化を継承しつつも、変化を続ける社会経済情勢に決して立ち止まることなく、柔軟な行政運営を展開し、時代に取り残されない常に進化し続けるまちづくり、新たな松島を創造し、これからの時代を担う若い世代に松島をつなげることを、私の決意といたします。

この決意を具体的実現のための基本的施策につきましては、次の5つにより実施してまいります。

まず1つ目としましては、選ばれるまちを目指した移住定住の促進であります。

本町におきましては昭和60年頃をピークとして、自然的要因による人口は年々減少傾向となっておりますが、これまで移住定住への推進へ向け、自立かつ着実に取り組んできたことが成果となり、現在本町では社会的要因による人口増及び世帯数が増加しております。

これまで実施してまいりました町独自の移住定住施策に加え、次の時代に松島をつなぐ施策として、新婚世代応援事業や出会いサポート事業など、若い世代へ、子育て世代への支援につきましても積極的に行い、今後も続く人口減少や少子化の克服に挑戦し、住み続けたい、住んでみたいと思われる選ばれるまちの実現を目指し、さらなる移住定住施策に取り組んでまいります。

また、町内の空き家対策としましては、地域住民や各種団体からの情報提供などのご協力を頂戴しつつ、空き家情報の実態把握に努めてまいるとともに、町内の空き家に関する情報

発信の強化を目指してまいります。

地域コミュニティの維持対策としましては、品井沼駅周辺におけるコミュニティの維持を目的とし、品井沼地区計画、地区整備計画を策定したところではございますが、さらなる地域の活性化を目指した取組を実施してまいりますとともに、他の地区におきましても、新たな土地利用や地域のコミュニティ活性化に向けた取組について検討してまいります。

2つ目としましては、まちの未来につながる教育、子育て環境の充実であります。

外国人観光客が多く訪れる日本三景松島の特色を生かし、本町ではこれまでこども英語ガイドや、宮城県指定小中連携英語教育推進事業など、特色ある英語教育を展開してまいりました。その実績を踏まえ、令和4年3月8日に文部科学省より教育課程特例校の指定を受け、子ども国際観光課を設置し、ふるさと松島の歴史や文化への理解と英語教育を融合させた新たなカリキュラムを実施しております。

同年6月にはICT支援員として外部スタッフを配置し、国際観光都市松島で暮らす子供たちに、これまで以上にICT機器を活用した特色ある教育を展開しながら、松島の未来を担うグローバルな子供たちを育てまいります。また、本町内における小学校や中学校施設につきましても、今後の人口動態や教育環境の情勢変化を見極めつつ、学校施設の在り方について検討してまいります。

なお、子ども医療費助成につきましても、子育て重点を置いたまちづくりといたしまして、今後も医療費助成を継続し、子育て環境の充実を図ってまいります。

3つ目としましては、魅力ある観光地松島の観光事業の活性化であります。

本町の観光情勢につきましては、コロナ禍以前の観光客数までに回復しつつある状況となっておりますが、感染症対策を講じながら、観光事業運営や宿泊施設における労働力不足問題など、新型コロナウイルス感染症の影響は依然残っておりますことから、国や宮城県及び関係機関との連携を強化し、引き続き観光事業の活性化に取り組んでまいります。

同じくアフターコロナを見据えた教育旅行誘致事業につきましては、教育旅行版として作成した松島×探究ツアーパックを積極的に活用しながら、町内事業所や関連事業者等と連携し、教育現場のニーズを的確にとらえた教育旅行プログラムを展開し、さらなる団体旅行需要の獲得に努めてまいります。

また、SNS等の積極的な活用や多言語に対応したインフォメーションの充実を図り、国際観光都市としての特色ある松島の魅力を様々な観光情報を国外に向け広く発信し、インバウンド需要の再拡大を図り、国内外を問わずコロナ禍による激減した交流人口や関係人口の

再構築を目指し、コロナ禍以前の誘客数を超えていけるような事業施策を展開してまいります。

4つ目としましては、豊かな暮らしを支える新たな産業の創出であります。

初原地区における工業系の新たな土地利用計画につきましては、昨年11月に市街化調整区域から市街化区域へと編入し、これまで各種法手続や組合設立の認可など、整備に向けた準備を着実に実施してまいりましたが、いよいよ造成工事が直接着手されるとともに、企業立地に伴う誘致活動につきましても本格化してまいります。この産業拠点の形成が完成を迎え、新たな企業を呼び込むことにより、町内において新たな産業が誕生するとともに、働く場の創出につながりますことから、我が町の行政運営基盤の底上げに直接寄与する重要施策事業であると捉え、力強く推進してまいりたいと考えております。

続きましては、本町を支える重要な産業の1つである第一次産業につきましては、担い手や後継者不足は深刻なものとなっておりますことから、産業の衰退を防ぎ持続可能な産業につなげるためにも、引き続き関係者や関係団体との連携を深め、新たな担い手の育成を行ってまいります。また、本町の特産品を生かした新たなブランド品の開発研究を促進させ、町の重要産業である観光事業との融合を図った事業展開を構築させることで、魅力ある農林水産業の創出に向けた取組を進めてまいります。

商工業におきましては、これまでも実施している町独自の創業者支援事業を継続させ、町内での新たな起業や創業者の創出につなげてまいりたいと考えております。

5つ目としましては、町民の声に応えるDXの推進であります。

国において、デジタル庁が令和3年9月に創設され、自治体DX新計画が策定されて以降、各自治体におきましてもDXの推進が図られてきており、コロナ禍によって多方面におけるICT化が進められてきたことで、より一層DXの推進が強く求められております。

本町におきましても、令和3年度に松島町DX推進本部を設立し、松島町DX推進基本方針を策定しております。令和4年度では、役場の開庁時間外や閉庁時におきましても、全国のコンビニエンスストア等において各種証明書が交付できる、いわゆるコンビニ交付を導入したことで、住民の皆様の利便性の向上に寄与しているところでございます。令和5年度からは新たな部署となるデジタル推進室を設置し、いつでもどこでも手軽にスマートで暮らしやすいまちを掲げ、安全安心を前提とした人に優しいデジタル社会の構築を目指し、さらなる利便性の向上や効率化を図り、スマートで開かれた窓口、町民に応えるDXに取り組んでまいります。

また、町民の皆様との懇談となりますタウンミーティングや、町内小学生、我が町松島の将来を考える子ども版タウンミーティングにつきましても継続して実施し、町民の皆様から生の声が直接施策に反映できる行政運営を展開してまいりたいと考えております。

本町は間もなく町政100年を迎えます。私たちのふるさとであるこの松島町が新しい時代を歩み始めるそのときの礎をしっかりと築き上げる3期目となるよう、町政に関わってまいりました25年間の経験と実績、町長となって2期8年間で培った職員との強い絆を生かし、さらには宮城県町村会会長及び全国町村会副会長を務めさせていただきました際に築き上げた人脈をもって、町民の皆様が100年先に続く希望の未来を描けるよう、常に進化を続ける持続可能なまちづくりを目指し、躍進と行動を自らが実行し、行政運営に取り組んでまいる所存であります。

以上これからの4年間の町政運営におけます私の所信の一端を申し述べさせていただきましたが、これらの実現につきましては、議員各位並びに町民の皆様の協働が不可欠でございますことから、皆様におかれましては、何とぞ一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、町長就任の挨拶及び所信表明とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長、所信表明終わりました。ご苦労さまでございます。

ここで、傍聴の申出がございますので、お知らせします。―――さんです。

日程第5 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） では日程第5、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がございます。これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が3件、令和5年度補正予算が6件、令和4年度決算認定が9件、報告事項が2件、人事案件が5件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和5年6月8日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月8日に第2回松島町議会定例会を招集し、12日までの

会期において、令和５年度一般会計補正予算案等の議案をご審議をいただきました。

６月１４日には、北上川下流河川事務所主催の重要水防箇所合同巡視が北区泉・下竹谷地区の吉田川沿いで実施され、要注意区間を現地確認し、河川の改修状況等について情報の共有を図ることができました。

６月２６日には、渡辺復興大臣が来庁され、東日本大震災からの復興状況の視察のほか、松島海岸駅の改修状況について説明をいたしました。

７月１０日には、第１回松島町議会臨時会を招集し、保健福祉センターの大規模改修と都市計画道路整備に係る契約に関する議案をご審議いただき、ご承認いただきました。

７月２１日には、日本三景の日記念行事が開催され、日本三景普及啓発ＰＲや、松島ブランド認定商品のＰＲを行いました。また航空自衛隊松島基地第４航空団によるブルーインパルスブルーインパルスの展示飛行が行われ、多くの観光客が歓声を上げておられました。

７月２８日と８月３０日には松島町交通社会実験協議会を開催し、通行規制やにぎわいイベントの開催等の実施内容について協議を行いました。

８月１１日から８月２０日にかけて、松島流灯会海の盆をはじめ、町内各地で盆踊りや夏祭りが開催されました。コロナ禍が明け４年ぶりの開催となり、多くの地域住民が参加されてお祭りを楽しむ姿が見られました。

９月３日には、４年ぶりの開催となった塩釜地区消防団連合演習が実施され、炎天下の中、各消防団が日頃の訓練の成果を発揮され、頼もしい姿が見られました。

次に要望等でございますが、６月２６日には、渡辺復興大臣に対し復興特区の適用期間延長等について、要請書の提出を行いました。

このほかの諸報告は記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告を終わります。

私から松島町議会議員辞職の許可をしたことを報告いたします。

杉原 崇氏から令和５年７月２５日付で議員辞職したい旨の辞職願が提出され、地方自治法第１２６条ただし書の規定に基づき、同日付で松島町議会議員を辞職することを許可いたしました。

次に、議長の諸報告は、お手元に配付しております概要だけを申し上げます。

１の出納検査、監査につきましては、記載のとおり、例月現金出納検査を行っていただいております。

2、並びに3の請願、陳情、意見書等につきましては、令和5年8月21日に陳情1件の受理、令和5年6月12日に意見書1件を処理しております。

4の行政視察につきましては、令和5年7月19日に岡山県議会文教委員会が来庁されました。

5の会議等につきましては、令和5年6月8日、令和5年第2回松島町議会定例会から3ページの9月21日、秋の交通安全町民総ぐるみ運動出発式まで、59件の各種行事がございました。

6の議会だよりにつきましては、8月1日に松島議会だより第155号が発行されております。

7の委員会調査及び次ページ8の議員派遣、9の委員派遣、10その他につきましては、それぞれにおいて調査、研修等が行われました。

議長の諸報告は以上となります。

このほか、一部事務組合議会等の組合議会から報告書が提出されております。

令和5年6月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会、吉田川流域ため池大和町外3市3ヶ町村組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会となります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第6 常任委員の選任

○議長（色川晴夫君） 日程第6、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。

松島町議会委員会条例第5条第2項の規定により、5番中島一都議員を総務経済常任委員並びに広報広聴常任委員に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

5番中島一都議員を総務経済常任委員並びに広報広聴常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。執行部の皆様、傍聴者の方は、この議場でお待ちください。
ここで暫時休憩といたします。

午前10時29分 休 憩

午前10時33分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。欠員となっている議会運営委員の選任について、7番赤間幸夫議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名した7番赤間幸夫議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第8 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

提出があった総務経済常任委員会並びに教育民生常任委員会より報告を求めます。初めに、総務経済常任委員会櫻井 靖委員長から報告を願います。櫻井委員長。

○3番（櫻井 靖君） それでは総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

報告書を読み上げます。よろしくお願いいたします。

1. 調査事件。

D X（デジタルトランスフォーメーション）を活用したまちづくりについて。

2. 調査期日・場所。

令和4年11月11日（金曜日）301会議室ほか記載のとおりです。

3. 出席委員。

菅野隆二副委員長ほか記載のとおりです。

4. 調査の概要。

昨今のデジタル技術の発達が目覚ましいものがある。しかし、新型コロナウイルスの流行がきっかけとなり、縦割り行政の弊害により日本のデジタル化の遅れが露呈した。各方面でデジタル化の遅れを取り戻すべく、急速にD X化が推し進められている。本町においてもデジタル推進室が創設され、町としてD Xを推進しようとしている。

そこで、本委員会では、D Xを活用としたまちづくりについて、先進地事例の研修を踏まえ、本町の行政施策と比較を行い、課題解決の一助に委員会としての意見をまとめ、町当局に提言することとした。

5. 調査の内容。

(1) 松島町におけるD Xの取組について。

本町は新しい実情に対応しながら、町民サービスを向上させ、さらなる業務効率化を図るため、デジタル技術等を活用して、これまでの考え方や仕組みを変革するデジタル社会の実現のために、中長期的な方向性、重点的に取り組む事項を示し、取組を推進するため、松島町デジタルトランスフォーメーション（D X）推進基本方針を策定、町の長期総合計画と連動しながら具体的な運用を図るものとしている。基本方針としても、いつでもどこにいても手軽にスマートで暮らしやすいまちづくりを目指している。

重点取組事項。

- ①行政手続のオンライン化（マイナンバーカードの普及促進を含む）。
- ②デジタルデバイスの対策。
- ③自治体情報システムの仕様の標準化に係るシステムの移行。

基本的な取組事項。

- ①全行政職員のデジタルの意識改革と人材育成。
- ②行政事務の効率化（B P Rの取組の徹底、A I、R P Aの利用促進）
- ③セキュリティー対策の徹底。
- ④オープンデータを前提とした情報整備。

(2) 先進自治体の取組。

大阪府泉佐野市におけるe スポーツの取組について。

取組の経緯。

泉佐野市は関西国際空港のお膝元に立地しているが、空港の利用者が泉佐野市を通過するケースが多くあった。泉佐野市を目的地として、多くの集客、交流が見込まれるビジネスイベントの1つとして取り組んでいる。

事業の概要。

e スポーツの取組を通じた都市ブランドの構築、先進的な取組事例の発信によるe スポーツ界のハブ拠点の構築、そしてそれらを担う人材育成のフィールド構築を行うことで、泉佐野市イコールe スポーツの先進都市として、エコシステムの創出を目的としている。e スタ

ジাম泉佐野市の利用状況は、月平均すると約700名である。

りんくうタウン駅ビル内にスポーツ施設を設置し、eスポーツの普及、理解促進を目的として、下記の取組を実施している。

地域の児童、生徒、高齢者に、eスポーツ体験の機会提供、児童生徒の保護者向けの啓発セミナー、eスポーツ担い手の人材育成、学生向けの大会。

三重県志摩市。志摩市におけるマイナンバーカードやスマホアプリを活用した簡単申請書作成の取組について。

取組の経緯。

住民異動の届出や各種証明書取得の際、窓口で申請書を記入する必要があり、申請書の記入漏れ、誤り等による訂正、職員による申請内容のシステム入力等を行うため、市民の窓口滞在時間が長くなっていた。このため書かない窓口体制の構築により、市民の書く負担を軽減し、市民サービスの向上や業務効率化、新型コロナウイルス感染症対策として、市役所滞在時間の短縮を図った。

事業の概要。

マイナンバーカード等の住民の基本情報を書かない窓口システムに連携し、本人確認と情報入力を同時に実施している。志摩市は高齢化率が高い（41.34％）ことから、高齢者には、書く負担や身体的な負担を軽減しつつ、必要事項を聞き取る窓口体制の整備を基本とし、その中で効率よく短時間で処理可能となる方法として考えたものである。

スマホのしまナビアプリを使い、事前に申請書の必要書類を入力し、QRコードを窓口端末にかざすだけで、必要な申請書や証明書が印刷される仕組みを導入しており、QRコードは住民情報システムと連結させているため、職員が介在する手間を最小限にしている。仕事などで忙しい方、短時間で証明書発行を可能としていることで、窓口滞在時間を緩和する等、必要な時間を必要なことに使うという観点で業務改善を行ったものである。2種類の書かない窓口システム導入により、窓口周辺の記載台を全て撤去した。そのことでフロアを有効活用できるようになった。

今後の展望として、マイナンバーカードを利用して各種手続のオンライン申請についての実証実験を納入業者と行っている。現在は、市民課関連の窓口のみ使用できる申請機能を他部署の申請手続でも利用できるようになるほか、地域や年代別だけでなく特定の住民へプッシュ通知が可能となることで、オンライン手続の勧奨や災害情報等の発信が可能となり、住民ニーズに合わせたきめ細かな対応が可能となることを想定している。

6、まとめ。

当委員会では、先進自治体の取組状況を調査することで、我が町に生かせる有効な行政施策や取組姿勢などを研修することができた。町当局に対して次の事項について提言するものである。

松島町は日本有数の観光地であるが、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、宿泊客の減少が問題となっている。体験型観光を取り入れようとしている本町にとって、eスポーツの取組はその解決策の1つになるものとする。

具体的に地域へどのような経済効果や社会的意義を生み出すか明確ではない部分はあるが、経済効果を超えた様々な社会的意義を内包していると考えている。中でもeスポーツキャンプは、合宿イベントで宿泊施設の多い松島町だからこそ、開催した場合、宿泊数や関係人口の増加、期間中の食事や地元食材を提供することでのPRや、教育旅行との連携など様々な展開が見込めることから、松島町として取り組むことができるか、調査研究を行うべきである。また、事業を実施する際は、依存の問題やメンタルヘルスに与える影響を留意しながら進めるべきである。

松島町における高齢化率が、松島町においても高齢化率が高い（39.6%）、書かない窓口を導入することは、高齢者の各種申請書を書く負担の軽減につなげられるばかりでなく、窓口業務の効率化、作業時間が短縮され他の業務に手厚いサービスにつなげられると考える。ぜひ導入すべきである。

また、スマホを使って自ら必要な手続のQRコードを作成するアプリについては、確かに短時間で必要な書類を取得でき、忙しい人にとっては大変有効なサービスであるが、志摩市の例から、登録者数が少なく費用対効果を考えると導入については慎重に検討すべきである。DXを活用したまちづくりは、各自治体がそれぞれの特性に合わせ、柔軟な考えの下行われている。本町においても町の特性を考えた取組を行うよう望むものである。

そして庁舎内だけのデジタル化、効率化を進めるだけでなく、町民の多くが便利になったと思えるものを実現すべきである。また、経費については、デジタル田園都市国家構想推進交付金等を有効的に活用すべきである。

以上であります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖委員長、ご苦労さまです。報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。次に、教育民生常任委員会、阿部幸夫委員長、報告願います。

○9番（阿部幸夫君） 教育民生常任委員会の所管事務調査事件について報告いたします。

1. 調査事件。

（1）小・中学校の安全対策について。

（2）文化財を活用した学校教育について。

2. 調査期日・場所。

令和4年3月11日（金曜日）役場庁舎303会議室ほか記載のとおりでございます。

3. 出席委員。

記載のとおりでございます。

4. 調査の概要。

（1）小・中学校の安全対策について、近隣の市町で、学校敷地内、もしくは通学途中に子供が被害者となった事故が多発いたしました。不審者等の事件や交通事故などから子供の命や身体、心の傷を負わせないためにも、そのような行為から子供を守る対策をどう講じていくかについて調査をいたしました。

（2）文化財を活用した学校教育について。

本町で発掘された出土品の多くは、手樽地域交流センターで保管されている。歴史的に貴重な宝の一部を公開せずに保管しており、その状況にも問題があった。また、町の貴重な出土品を子供たちの教育に活用できないかを検討し、文化財活用の調査のため、行政視察を行いました。

5. 調査経過、現地施設調査事件。

（1）小・中学校の安全対策について。

令和5年1月25日に通学路11か所の現況確認を実施いたしました。内容は記載のとおりでございます。

（2）令和5年3月22日に松島町第一小学校、並びに第一幼稚園で学校で行う不審者侵入時の避難訓練等への視察を行いました。

先進地視察調査事件（2）の文化財を活用した学校教育については、1. 令和4年4月23日、宮城県東松島市、2. 令和4年10月3日から5日まで、北海道、北東北の縄文遺跡群の青森県三内丸山遺跡センターのほか、4施設を視察しております。

3. 令和5年7月10日から14日まで、奈良県明日香村のほか、2市町へ視察を行いました。

6.まとめ。

当委員会は町内の施設等を点検し、現状の調査をした結果、次の項目について提案をするものでございます。

(1) 小・中学校の安全対策について。

町内の安全対策については常に町、学校、各道路管理者等が連携し、子供の安全を第一として、安全性を確保しているものと確認できました。しかし、全国的にまたは県内で子供を巻き込んだ事件があるたびに、その安全性を確保されているか不安でございます。

町では、①通学の安全対策、②施設、遊具の安全対策、③不審者対策、④災害対策の4項目にマニュアル整備や安全点検のほか、避難訓練などを実施している。人事異動等で人の異動があっても、引き続き同様の安全性の確保をお願いするほか、町の人口の自然減に伴いマンパワーが不足している懸念から、以下の整備をされたい。不審者や災害等からの危険を回避するため、適切な人員確保を求める。

こども110番の家については、協力者の状況に合わせた柔軟な登録制度と、不審者情報があった際に、こども110当番の家の登録者、警察、町が連携し、全町的に通知するなど、不審者の抑止力につながるよう対応を求める。また、不審者情報は地域で情報のタイムラグが生じることのないよう対応を求める。

現在学校に整備されている緊急通報システムの通知ボタンの増設を求める。学校の防犯カメラは不審者等の抑止力に働きかけるほか、録画を保存することができ、有事であった際にも早期解決につながり、有効活用できるので整備されたい。

学校等では、関係者以外の立入りをお断りされているが、車止めなど構築物を設置されていない。容易に不審者や車両等が収入することができないよう設置を求める。

(2) 文化財を活用した学校教育について。

現在、町内で指導した文化財は、観瀾亭、松島博物館や近隣市町等の企画展示するもの以外は、手樽地域交流センター、旧第三小学校に保管されている町の歴史文化を知ることができる貴重な文化財を教育財産として取扱い、子供たちが自分の住む地域に興味を持ち、魅力を語れる教材とするほか、観光資源として活用できる魅力的な博物館機能を備える施設として整備すべきである。

また、教育委員会で実施している松島まるごと学は、小学3年生から中学生まで、出前授業を通して、まちの歴史文化に触れながら体験学習でできる貴重な場であり、内容も大変面白く、非常によい取組である。町の歴史、文化に興味がある方々が子供たちと一緒に学習で

きるよう、松島まると学に地域住民が気軽に参加できる関係づくりの構築を図られたい。

以上で報告を終わります。

○議長（色川晴夫君） 阿部委員長、ご苦労さまです。報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。以上で常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

日程第9 特別委員会の調査報告について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、特別委員会の調査報告についてを議題とします。

デジタル推進特別委員会から会議規則第76条の規定による報告をしたいという旨の申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、デジタル推進特別委員会から報告を受けることに決定しました。発言を許します。
高橋利典委員長。

○13番（高橋利典君） それでは、デジタル特別委員会の報告を私から行います。

1. 初めに、本特別委員会は、地方自治法第109条第1項及び松島町議会委員会条例第4条に基づき、令和4年6月9日に設置され、議会のICT化について調査検討を行ってまいりました。これまで調査が終了した下記の事項について、松島町議会会議規則76条の規定により報告を行うものです。

2. 調査事件。

情報通信技術を活用した議会運営の業務効率化と多様な情報発信の調査研究に関する事項。

3. 調査期日・場所。

令和4年6月13日（金曜日）大会議室ほか記載のとおりであります。

第一小委員会は、令和4年7月13日、301会議室ほか記載のとおりであります。

第二小委員会は、令和4年8月8日、303会議室ほか記載のとおりであります。

4. 出席委員。

出席委員は、特別委員会は、議長を除く議員13名で構成しております。

第一小委員会は、委員長米川修司委員ほか記載のとおりであります。

第二小委員会は、委員長杉原 崇委員ほか記載のとおりであります。

5. 調査の検討・経過。

特別委員会は令和4年6月13日、情報通信技術を活用した議会運営の業務効率化と多様な情報発信の調査研究について小委員会を設置し、それぞれの調査事項を調査及び検討を行っております。

第一小委員会、情報通信技術を活用した議会運営の業務の効率化について、第二小委員会、情報技術を活用した議会の多様な情報発信について、令和4年11月1日には、秋田県にかほ市議会にITC化について行政視察を行っております。

令和4年11月8日には、各小委員会から調査報告があり、中間報告をさせております。

令和5年9月8日には、各小委員会から調査終了の報告があり、最終報告をまとめております。

6. 調査の概要。

第一小委員会デジタル特別委員会において、議会のペーパーレス化を進めるに当たって、タブレット端末の導入を検討するよう提案があった。この提案を受け、議会運営の業務効率化を目指し、タブレット端末の導入に関するシステム構成、導入機器及び費用等について情報を収集し、検討を進めた上で、令和4年10月には、大和町議会の視察研修に加え、ドコモビジネスソリューションによるタブレット操作説明会、11月には秋田県にかほ市の視察研修を実施し、その後はタブレット端末導入後の費用、方法等について情報を収集し、検討を進めておりました。令和5年8月には登米市議会の視察研修を実施しております。

タブレット等の端末導入の目的としては、書類の印刷、整理、保存にかかるコスト、労務の削減、議案書等の多くの資料を簡便に持ち運べる、資料の検索が容易になる、議員の広報広聴活動の充実化、タブレット端末で資料を示しながら町民へ説明、危機管理体制の強化、災害時の安否確認等、ペーパーレス化による環境負荷の軽減。

それから文書共有システム選定においては、moreNOTEを選定するのが望ましいとの結論に至っております。タブレット端末の選定においては、iPad Pro 12.9インチを選定するのが望ましいとの結論に至っております。

タブレット端末に関する費用でございます。タブレットの台数、回線、ID数は20、リース契約年数は5年と仮定しました。初期費用でございます。初期費用は63万9,460円。次に端末回線利用料、端末の補償等で月額16万9,060円、年額で202万8,720円、5年総額で1,014万

3,600円となっております。文書共通システムで初期月額費用で、月額費用が3万円、年間額が36万円、5年の総額で180万円となっております。上記の概算の費用は、令和5年8月31日現在のものであります。金額は全て税抜きとなっております。

次に、第二小委員会でございます。

令和4年6月9日の本特別委員会設置以来、情報通信技術を活用した議会の多様な情報発信について、行政視察を含め6回の委員会を開催し、調査検討を行った結果は下記のとおりであります。

1. 議会のホームページの開設については、機動性と独自性のある議会ホームページの開設を要求していくとともに、開設に当たっては、スマートフォンやタブレット端末に対応できるマルチデバイスが対応としたいという旨のことであります。議会中継の配信に当たっては、内容的にはデジタル側面の社会的要求や近隣自治体の状況などから、町民の使いやすさを考慮し、機能性、検索性にすぐれたASP方式配信システムとしたい旨のことであります。ASP方式配信システムについては、記載のとおりでございまして、お目通しをお願いいたします。

費用に当たっては、5年間総額で1,270万円、初年度でございしますが270万円、翌年度から250万円。上記の概算費用は全て税抜きであります。

会議録検索システムについては、記載のとおり、お目通しをお願いいたします。

SNSの活用についても記載のとおり、お目通しをお願いいたします。

調査検討の結果でございます。

(1) 情報通信技術を活用した議会運営の業務効率化について。

調査を行った各議会では、議会運営にタブレット端末を導入することにより、紙の資料が大幅に減って議会費の削減につながったことに加え、議会事務における文書コピーや配付等の事務負担が大幅に削減されていることから、導入後の効果は導入費用を支出して余りあるものと考えております。また、議会における日程管理、情報共有、災害時の安否確認が容易になったこと、そして議員が町民に対してタブレット上で資料を提示しながら説明できるようになったことなど、ICT化推進の恩恵を受けているところであります。

なお、タブレット端末の操作自体は比較的容易であるため、各議員が必要最低限の操作方法を理解しており、各議会では中断することなくスムーズに運営する状況にあります。

次に、(2) 情報技術を活用した議会の多様な情報発信については、松島町議会基本条例第15条で、議会は町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対し周知するよ

う努めるものとするとしています。主に町民に対して開かれた議会、行政のアピール、迅速でタイムリーな町政情報の提供を実現を念頭に議会情報を提供できる体制を整えるべきであるとしています。

まとめでございます。

(1) 情報通信技術を活用した議会運営の業務効率化について。

これまでタブレット端末の導入について、第一小委員会において検討に加え、タブレットを導入している近隣自治体への視察や調査、タブレット操作説明会等も実施してまいりました。その経過において、議会運営、議員活動、議会に関するその他事務の簡素化及び効率化によるメリットを多く確認しており、当議会においても同様の効果が得られるものと考えております。当議会においては令和6年度から導入を検討しているため、必要となる予算について、令和6年度当初予算に措置していただくよう要望するものであります。

なお、タブレット端末導入後において、議員が相互に教え合い、学び合い、誰一人取り残さないICT化に向け、議会が一丸となった取り組むべき体制を整えるものであります。

(2) 情報通信技術を活用した議会の対応な情報発信について。

多くの町民に理解及び町政に関心を持ってもらえる機会の確保と開かれた議会を実現するため、会議の映像配信や検索性を整えた会議録を構成する議会ホームページを独自に開設することは、議会においても議案審議等の質を高める上でも有効であるため、多様な手段を活用した情報発信の環境整備を早急に検討すべきであります。

以上の各小委員会において調査を検討がなされ、本特別委員会において結論が出された主なものであります。松島町議会がその機能充実を図り、町民の負託と信頼に応えるべく、今回の特別委員会で議論されたことが町政の発展に寄与することを確信し、これを最終報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 高橋利典委員長、ご苦労さまです。報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。以上で特別委員会の調査報告を終わります。

ここで休憩に入ります。

11時20分再開といたします。11時20分再開です。

午前11時10分 休 憩

午前 11 時 20 分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第 10 議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度松島町一般会計補正予算（第 3 号））

○議長（色川晴夫君） 日程第 10、議案第 52 号専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度松島町一般会計補正予算（第 3 号））についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第 52 号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

令和 5 年度松島町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、令和 5 年 7 月 27 日付で専決処分を行ったところであります。

補正の内容につきましては、令和 5 年 7 月 25 日付で町議会議員 1 名が辞職し、町長選挙と同日に町議会議員補欠選挙が行われることが決定したことから、当事務を迅速かつ的確に実施するための経費を補正したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。10 番今野 章議員。

○10 番（今野 章君） 補欠選挙が町長選挙と一緒に同日執行されるということでありまして、無競争で終わったということですので、どれぐらい計上された予算のうちどのぐらい執行をされたのか、その辺についてだけお伺いをしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ただいまの質問については選挙管理委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（千葉知道君） お答えいたします。

町長選挙、それから議会議員補欠選挙、両方とも約 2 割の執行でございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって、議案第52号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第11 議案第53号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第53号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第53号松島町町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴うものであり、令和5年4月1日及び令和5年7月1日から施行を要するものについては改正しましたが、その他の事項等について改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、森林環境税の導入に伴う賦課徴収方法等について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは議案第53号松島町町税条例の一部改正につきまして、主な改正内容につきましてご説明させていただきます。

条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。後ろから4枚目になるところでございます。

第37条の9第2項の改正につきましては、令和6年度から国税である森林環境税が導入さ

れ、町が個人町民税均等割と合わせて賦課徴収を行うことに伴う改正であります。森林環境税につきましては資料に記載しておりますが、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が整立し、令和6年度から町民税の均等割と合わせて年1,000円賦課徴収を行うこととなります。なお平成26年度から個人町民税の均等割に加算していた復興分は、令和5年度で終了となります。具体的には、表のとおりとなるところでございます。

施行期日は令和6年1月1日であります。

2ページをお開き願います。

第36条の3の2第2項の改正につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、異動がない旨の記載に簡素化されることに伴う改正でございます。

なお、施行期日は令和7年1月1日でございます。

次に、第38条第3項、第41条、第44条第1項、第47条第2項及び47条の2第1項、また、3ページの第47条の6、第2項の改正につきましては、第37条の9第2項の改正と同様に令和6年度から国税である森林環境税の導入に伴う改正でございます。

3ページをご覧ください。

附則第10条の2第8項の改正につきましては、いわゆるわがまち特例化として、特定都市河川浸水被害対策法に規定する、河川に隣接した低地や雨水がたまるくぼ地といった雨水等を一時的に貯留する機能を持ち、貯留機能保全区域として指定された土地の固定資産税を、指定された日の翌年度から3年度分の課税標準の特例を定めるものであり、国の定める基準の4分の3を参酌して、3分の2以上6分の5以下で市町村の範囲において町の条例で定める割合を4分の3とするものでございます。

なお、令和5年7月18日に吉田川、高城川水系の特定都市河川の指定がなされております。

施行期日は令和6年1月1日でございます。

次に、附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正につきましては、令和4年3月以降に発覚した一部自動車メーカーによる燃費、排ガス試験不正によるものであり、再発防止策として、不正に係る軽自動車税の環境性能割及び種別割の不足税額の納税義務を、自動車メーカーより賦課徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に引き上げるものでございます。

なお、施行期日は令和6年1月1日でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

今回、条例附則第4条におきまして、松島町都市計画税条例の一部改正を併せて行っており、改正内容につきましては、松島町町税条例附則第10条の2第8項のいわゆる特定都市河川浸水被害対策法に規定する関係でございます。

なお、施行期日は令和6年1月1日であります。

その他の改正内容につきましては、地方税法の改正に伴う引用条文の条項ずれ、文言の整理等の改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第54号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第54号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第54号松島町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、引用している条項のずれの改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う字句の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案第54号について説明させていただきます。

お手数ですが、議案書後ろから3枚目、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年6月16日に公布されたことに伴い、当町条例の引用している条項のずれ及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する

法律の施行に伴う字句の改正を行うものとなっております。

改正内容につきましては、またお手数ですが、議案書、今度表から3枚目、資料の新旧対照表をご覧ください。

第15条第1項第2号におきまして、引用しております認定こども園法のアンダーライン同条第10項が削られ、第11項が10項に改められた内容を反映させた改正となっております。

続いて、第15条第1項第4号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めるものでありまして、これまで当町におきましても、3月定例議会でこども家庭庁設置に伴う関係法令の整備ということで改正を行っておりますが、その時期に国で間に合わなかったものについて今回改められ、6月16日に公布となったことに伴いまして、町も同様に改めるものとなっております。

最後に新旧対照表2ページ目の附則第2号関係につきましても、先の趣旨と同様の改正となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

＝

日程第13 議案第55号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第55号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第55号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の内容が変更されたことによる改正を行うものであります。

なお詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案第55号につきまして説明させていただきます。

議案書、一番後ろの資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業、いわゆる留守家庭児童学級事業におきまして、事業の内容について定める通知が改正され、こども家庭庁の通知により、放課後児童支援員資格取得に必要な認定資格研修の要件が2年以内に研修を終了することを予定している者までを含む緩和措置が図られることとなったため、本町の条例を改正するものとなっております。

お手数ですが議案書、表紙より3枚目の新旧対照表をご覧ください。

附則の第2条第1項におきまして、職員に関する経過措置として規定されておりました令和2年3月31日までに修了した者を、今回、緩和措置の通知に基づき放課後児童支援員として業務に従事することとなってから、2年以内に研修を修了していることを予定する者を放課後児童支援員とみなすことを定める文言の整理を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第56号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第4号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第56号令和5年度松島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第56号令和5年度松島町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。歳出につきまして、7ページをお開き願います。

2款総務費1項6目財産管理費につきましては、令和4年7月15、16日の大雨により、土砂等が崩落した松島字狐ヶ岩屋等の町有地法面崩落防止工事に係る経費について補正するものであります。

8 目企画費につきましては、移住支援金の申請見込額を補正するものであります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費につきましては、デジタル手続法に基づく国外転出者のマイナンバーカード公的個人認証の利用に際し、住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍情報システムの情報連携に係るシステム改修経費を補正するものであります。

8 ページにわたります。

5 項 2 目指定統計費につきましては、住宅土地統計調査及び事業センサスに係る委託金の交付決定に伴い補正するものであります。

8 ページの 3 款民生費 1 項 7 目電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金事業につきましては、実績見込みにより補正するものであります。

9 ページの 2 項 6 目子育て支援事業費につきましては、施設型給付費の今後の実績見込額を補正するものであります。

4 款衛生費 1 項 2 目予防費につきましては、令和 5 年 7 月 13 日付で予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種後の健康被害による疾病と認定された方に対する予防接種健康被害救済制度給付金について補正するものであります。

6 款農林水産業費 1 項 3 目農業振興費につきましては、令和 5 年度地域計画策定推進緊急対策事業費補助金の内示に伴い、地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画策定に伴う目標地図素案作成経費について補正するものであります。また、一定の条件を満たした新規就農者への補助を目的とした令和 5 年度初期投資促進事業費補助金等の交付決定に伴い補正するものであります。

10 ページをお開き願います。

7 款商工費 1 項 3 目観光費につきましては、松島町交通社会実験におけるにぎわい空間創出事業の充実を図るため、交通社会実験にぎわい空間創出事業業務委託経費について補正するものであります。

8 款土木費 5 項 5 目街路事業費につきましては、都市計画道路根廻・初原線道路整備事業に係る経費について補正するものであります。

歳入につきましては、3 ページをお開き願います。

12 款地方特例交付金 1 項 1 目地方特例交付金及び 13 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い補正するものであります。

17 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費に対するものであります。

4目新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました予防接種健康被害救済制度給付金に対するものであります。

4ページをお開き願います。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金の実績見込みに伴い補正するものであります。

4目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました都市計画道路根廻・初原線道路整備事業に対するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費に対するものであります。

2項1目総務費県補助金につきましては、歳出でご説明しました移住支援金に対するものであります。

2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費に対するものであります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました目標地図素案作成業務及び新規就農者への補助に対するものであります。

5ページの3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました住宅土地統計調査及び漁業センサスに対するものであります。

21款繰入金1項1目国民健康保険特別会計繰入金から3目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金について、財源を精査し各種特別会計より繰入れするものであります。

2項7目まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました都市計画道路根廻・初原線道路整備事業の財源として基金を繰入れするものであります。

22款繰越金1項1目繰越金につきましては、令和4年度決算に伴い補正するものであります。

6ページをお開き願います。

23款諸収入5項2目雑収入につきましては、歳出でご説明しました交通社会実験にぎわい空間創出事業業務委託に対するものであります。また、過年度収入につきましては、令和4年度低所得者介護保険保険料軽減負担金の国県からの追加交付分について補正するものであります。

24款町債1項1目総務債につきましては、歳出でご説明しました町有地法面崩落防止工事

に対するものであります。

6 目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき、借入れ可能額が確定したことから補正するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、11ページについて、町営バス運行業務の債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは主要事業説明資料につきましてご説明させていただきたいと思ひます。

主要事業説明資料の 1 をご覧いただきたいと思ひます。

補正予算事項別明細書は 7 ページになるところでございます。

2 款 1 項 6 目町有地法面崩落防止事業につきましてご説明いたします。町有地法面崩落防止事業につきましては、令和 4 年 7 月 15、16 日の大雨により崩落した松島字狐ヶ岩屋地区ほか 2 か所の町有地のり面の崩落防止工事を行うものであり、工事請負費 9,300 万円を補正させていただくものであります。

次ページ、資料の 1 ページをお開き願いたいと思ひます。

工事を実施する箇所の位置図であり、松島字狐ヶ岩屋地区、高城字馬場一地区、高城字馬場二地区の 3 か所になります。

資料の 2 ページをお開き願いたいと思ひます。

1 か所目の松島字狐ヶ岩屋地区になりますが、図面左上に位置図、写真を添付しておりますが、J R 松島駅裏の帰命院避難所裏の町有地になります。工事施工延長は 123.2 メートルであり、赤色着色部の簡易吹付法枠工が 968 平方メートル、また、青色ハッチ分の植生基材吹付工が 884 平方メートルであります。簡易吹付法枠工及び植生基材吹付工の竣工イメージは写真のとおりであります。簡易吹付法枠工につきましては、標準断面図及び標準展開図を記載しておりますが、のり面成形後にのり面全体に金網を張り、モルタル吹付によるのり枠を形成し、のり枠内に厚さ 5 センチの植生基材を吹付けするものでございます。

3 ページをお開き願いたいと思ひます。

2 か所目の高城字馬場一地区になりますが、同様に図面左上に位置図を添付しておりますが、町道高城・桜渡戸線の南側の町有地になります。工事施工延長は 20.8 メートルであり、

赤色着色部の簡易吹付法砕工が238平方メートル、また青色ハッチ分の植生基材吹付工が47平方メートルであります。また、排水確保のため排水工125.8メートルを行うものでございます。なお簡易吹付法砕工及び植生基材吹付工につきましては、狐ヶ岩屋地区と同様になります。

4ページをお開き願いたいと思います。

3か所目の高城字馬場二地区になりますが、同様に図面左上に位置図を添付しておりますが、夏井沢奥の町有地になります。工事施工延長は23.2メートルであり、赤色着色部の簡易吹付法砕工が748平方メートル、また青色ハッチ部がハッチ部の植生基材吹付工が224平方メートルになります。なお簡易吹付法砕工及び植生基材吹付工につきましては、前の2地区と同様になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 主要事業説明資料2をお開きください。

補正予算事項別明細書は10ページになります。

8款5項5目街路事業費都市計画道路根廻・初原線道路整備事業の補正につきまして説明いたします。

次ページ、A3判の道路整備計画図をお開きください。

都市計画道路根廻・初原線につきましては、初原地区に新たな産業拠点である松島イノベーションヒルズの整備を目的とした土地利用計画に伴い、根廻地区の国道346号から土地区画整理地内を通過し、初原地区の主要地方道大和・松島線まで新たな幹線道路整備を行うものです。

図面右上が起点の国道346号交差点部です。保健福祉センター入り口より約400メートル北側に交差点を計画しております。図面左下が終点の主要地方道大和・松島線交差点部です。三陸自動車道松島大郷インターチェンジ入り口より約60メートル主要地方道仙台・松島線側に交差点を計画しております。

路線の全体延長は2,520メートル、図面中央が土地区画整理箇所ではありますが、この土地区画整理箇所を除いた部分が町で施工する箇所であり、起点側の根廻地区570メートル、終点側の初原地区780メートル、合計1,350メートルを整備するものです。また、土地区画整理地内の1,170メートルにつきましては、土地区画整理組合で整備を行います。

道路整備の全体工程は、令和7年度末までに根廻地区の道路整備を完了させ、その後に初原地区の道路整備に着手する計画であります。現在は根廻地区を実施中ですが、令和4年度

より道路設計を行い、今年6月議会で工事契約の議決をいただき、工事に着手しているものであります。

今回の補正につきましては、赤で着色しております初原地区の道路設計及び根廻地区の道路整備に係る水道管移設工事、電力柱の移設補償、不動産鑑定を補正するものであります。

主要事業説明資料にお戻り願います。事業概要でございます。

(1)の委託料につきましては、初原地区の道路設計業務委託料及び根廻地区の不動産鑑定業務委託費を補正するものであります。都市計画道路根廻・初原線道路測量設計業務委託(その2)につきましては、初原地区の測量設計を行うものであり、内容につきましては、路線測量780メートル、用地測量4万7,500平方メートル、木造建物調査一式土質ボーリング調査4か所、道路詳細設計780メートル、交差点詳細設計1か所でございます。不動産鑑定業務委託につきましては、根廻地区の国道346号交差点改良に必要な用地の買収単価算定を行うものです。

(2)の工事請負費につきましては、根廻地区の野外活動センターの給水管移設工事費であります。移設延長は120メートルです。

(3)の補償補填及び賠償金につきましては、同じく根廻地区の国道346号入り口からある電力柱5本の移転補償費であります。

委託料で4,600万円、工事請負費で300万円、補償補填及び賠償金で400万円、補正額全体で5,300万円を補正するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第57号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第57号令和5年度松島町国民健康保険特会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第57号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和４年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、出産育児一時金の引上げに伴う国庫補助金について増額し、併せて財源構成を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１６ 議案第５８号 令和５年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第58号令和５年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第58号令和５年度松島町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和４年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１７ 議案第５９号 令和５年度松島町介護保険特別会計補正予算（第２号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第59号令和５年度松島町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第59号令和５年度松島町介護保険特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和４年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。また、令和４年度介護給付費の確定による国県及び支払基金への返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１８ 議案第６０号 令和５年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第１号）

（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第60号令和５年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第60号令和５年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和４年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１９ 議案第６１号 令和５年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算

（第１号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第61号令和５年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第61号令和５年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和４年度決算に伴う繰越金について補正し、区有財産へ積立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認め、再開は13時、13時再開といたします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

12番片山正弘議員が出席されましたので、ただいまの出席議員が13名です。

日程第20 議案第62号から日程第28 議案第70号

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。日程第20、議案第62号から日程第28、議案第70号までは、令和４年度各種会計歳入歳出決算認定に関する議案であり、関連がございますので、一括議題といたします。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

日程第20、議案第62号から日程第28、議案第70号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第62号から議案第70号令和４年度各種会計歳入歳出決算認定提案理由を申し上げます。

令和４年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

各種会計の決算審査につきましては、丹野、後藤両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し、感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせ

ていただきまして、決算の概要を申し上げます。

令和4年度一般会計の決算につきましては、歳入総額79億3,854万円に対し、歳出総額74億7,566万2,000円となり、歳入歳出差引額4億6,287万8,000円をもって決算をしております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額8,943万7,000円を差し引いた3億7,344万1,000円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、2億8,000万円を地方自治法の規定により、財政調整基金へ積立てするものであります。

令和4年度予算に対する歳入の収入率は99.11%、歳出の執行率は93.33%となっております。町税につきましては徴収率は98.6%となり、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例、いわゆるコロナ特例が終了したことにより、町税全体で1億6,300万円ほど増収となりました。

それでは、歳出の主な事務費につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、コロナ禍において基本的な感染対策を徹底しながら、職員の資質向上や知識、技能の習得を図るための研修、職員の健康診断などの福利厚生事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、毎月発行の広報まつしまに掲載する記事におきまして、より見やすく、より読みやすい紙面づくりに努めました。あわせて、令和4年7月15、16日の大雨の際等には、町ホームページをはじめとし、LINEを含めた各種SNSを活用し、適時の情報発信に努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。また令和3年度決算に係る財務諸表を作成し、公表いたしました。

企画費につきましては、令和4年4月1日、本町が過疎地域に指定されたことに伴う過疎地域持続的発展計画の策定について、宮城県との協議を重ねつつ、町職員で組織するまちづくり検討調査委員会におきまして、計画案に対する各種確認や議論を行い、効果的かつ適切に計画を策定しました。また総合計画審議会におきましては、計画書策定に関する報告を行いました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づく景観形成に関する事前協議等を通じ、景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

企業誘致につきましては、令和4年11月に市街化区域編入を果たした初原地区開発区域におきまして、新たな雇用の創出を図るべき工業系企業の誘致等に関して、宮城県主催の企業

立地セミナーへの出展等をはじめ、個別にも企業に足を運び、本町の取組を紹介し、立地に向けた協議を行うなど、様々な機会を捉えた誘致活動を実施しました。

定住促進事業につきましては、コロナ禍を契機に取り入れているオンライン相談や、実際に本町を訪れた方には職員が対面にて相談等を対応するなど、町の案内も含め、移住の生活が想像できるようなPRに努め、移住者増につながるよう取り組みました。さらに定住の呼び水となる定住促進事業補助金の継続や、東京圏からの移住者を対象とする移住支援金の交付を行うなど、県内外からの移住定住への支援に努めました。

また、交通安全費につきましては、町道への路面標示やカーブミラー設置による施設整備に加え、警察による研修会を通じて交通安全指導員の資質向上を図りながら、小学校、幼稚園での交通安全教室や街頭指導を行うなど、交通安全の啓発活動に努めました。また、春秋の交通安全運動のほか、塩釜地区交通安全協会松島支部及び松島町交通安全母の会などの関係団体と連携し、高齢者事故防止対策として、高齢世帯への戸別訪問や国道45号沿いでの横断幕やのぼりの提示等を行い、交通事故の防止を図りました。

諸費につきましては、警察や町民からの情報提供を基に、不審者情報等を安全安心メールや各種SNSを活用して迅速に提供するとともに、犯罪被害者等への支援として、相談窓口の開設や支援金の給付を検討し、相談支援体制の確立を図りました。また、防犯灯のLED化を推進し、町管理分の全ての防犯灯をLED化することができました。あわせて、地区管理分の更新を積極的に推奨した結果、前年度と比較し、倍近くの新規更新を支援することができたことから、犯罪が起きにくい環境づくりのため、引き続き防犯灯のLED化推進に努めてまいります。

電子計算費につきましては、基幹系システム、公会計システムの運用を継続するとともに、国が推進する自治体デジタルトランスフォーメーション推進基本方針を基に、松島町DX推進本部や検討部会であるDX推進検討委員会による検討を通じ、令和4年12月に町のDX推進において取り組むべき内容や課題を整理した提案書を作成し、全庁におけるDX推進に係る基盤整備の進捗を図りました。

町民バス運行費につきましては、ニーズに即した運行時間の設定や民間活力の導入を検討しながら、町内全域において路線バスを運行し、通勤通学、外出のための移動手段を確保し、高齢者や学生をはじめとする交通弱者の生活利便性の向上に努めました。

ふるさと納税費につきましては、インターネット上の受付窓口であるポータルサイトを拡充し、町の魅力を発信するとともに、返礼品事業者の販路拡大に努めました。

地方創生費につきましては、本町を応援いただける企業からの寄附を募り、町の重点戦略に係る財源として充てることで、その実現につながる事業推進を図りました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、感染拡大防止、町民の生活支援、町の経済回復に重点を置き、全35事業を実施し、住民生活や地域経済に対する支援を行いました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、個人情報保護に努めながら諸証明の交付事務を適正に実施するとともに、コンビニエンスストア等証明書自動交付システムの運用開始により、町民の利便性向上が図られました。また、マイナンバー制度に伴う個人番号の取扱いや、マイナンバーカードの交付並びにマイナポイントの申込み支援を適正に行いました。

選挙費につきましては、平成28年に当選した参議院議員の任期満了に伴う第26回参議院議員通常選挙を執行しました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員、児童委員への活動支援や、社会福祉協議会をはじめとする福祉団体への助成を行いました。

障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法などにに基づき、施設入所費や通所サービス費の支給、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付などを行いました。

老人福祉費につきましては、高齢者福祉事業として、高齢者等のタクシー利用助成及び紙おむつ購入費助成を行いました。また、支援を必要とする方にひとりぐらし老人等緊急通報システム事業や宅配夕食サービス事業を継続的に実施しました。

保健福祉センター管理費につきましては、町民から安心して利用できる施設の保全や安全管理に努め、修繕等を適切に実施しました。また、大規模改修工事を実施するため、大規模改修実施設計業務を行いました。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯に対し臨時特別給付金を支給し、経済的負担の軽減を図りました。

電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費につきましては、原油や食料品の価格高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し給付金を支給し、経済的負担の軽減を図りました。

児童措置費につきましては中学校修了前の子育て世代の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的に、児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、国の補助金等を活用しながら、新型コロナウイルス感染拡大防

止に係る衛生用品等を購入し、所内の衛生管理に努めました。また、各保育所において必要な修繕や備品を購入するなど、児童が安心して過ごせる保育環境の整備を図りました。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭に医療費の一部を助成し、独り親家庭等の医療機関の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子ども医療対策費につきましては、18歳に対する日以後の最初の年度末までの子供の通院、入院の医療費助成等の対象とし、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、子育てに関する各種相談を行い、安心して楽しく子育てができるように支援を行うとともに、関係機関などと連携しながら、児童虐待予防や発達障害児支援に努めました。

児童館費につきましては、児童館及び留守家庭児童学級について、指定管理者と密に連携を取りながら、適正な管理運営に努めました。また新型コロナウイルス感染症拡大防止に当たる放課後児童支援員等の賃金改善に係る補助金を交付し、処遇改善に努めました。

認定こども園推進事業費につきましては、事業主体である社会福祉法人松島町社会福祉協議会と本町において締結した松島町における認定こども園施設整備に関する協定書に基づき、技術的支援や補助金の交付を行い、予定どおり建設工事が完了し、令和5年4月1日に開園することができました。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給し、経済的負担の軽減を図りました。

災害救助費につきましては、令和4年3月の福島県沖地震、令和4年7月15日、16日の大雨により被災した家屋の応急修理、災害ボランティアセンターの運営委託費等早急な災害対応を行いました。

保健衛生総務費につきましては、宮城県塩釜医師会及び医療機関との連携を図り、休日急患診療や発熱外来等の診療体制を確保しました。

予防費につきましては、個人の健康行動を支援するため、住民参加型の健康づくり事業や総合健診診断を実施しました。また、定期予防接種に加え、子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種を実施しました。

健康管理費につきましては、安心安全に利用できるよう施設設備の定期点検を行うとともに、破損箇所等の修繕を速やかに実施しました。

母子保健事業につきましては、妊娠時から出産、子育てまで一貫して寄り添い、相談に応

に必要な支援につなぐよう、新たに新生児聴覚検査事業や搬送型相談支援事業を実施しました。

環境衛生費につきましては、ごみゼロ運動や秋の一斉清掃活動を実施し、地域の環境美化に対する意識の向上を図るとともに、環境美化推進員による定期的なパトロール活動や公衆衛生組合連合会による不法投棄看板の設置などを通じて、違反ごみや不法投棄の監視体制の強化と早期発見に努めました。また、町内の源泉調査を行い、温泉資源の経年変化の把握に努めるとともに、狂犬病の発生を未然に防止するため、町内各所に会場を設け予防注射の集団接種を行うなど、塩釜保健所管内の動物病院との連携を図り、接種率の向上に努めました。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、生後6か月以上の全ての町民を対象に、初回接種から5回目までワクチン接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び重症化予防に努めました。

塵芥処理費につきましては、ごみカレンダーによる分別意識の向上を図りながら、生活系ごみの分別収集を行うとともに、レアメタル等の貴重な資源が含まれている小型家電を回収するなど、廃棄物の適正処理とリサイクルの推進に努めました。なお、令和4年7月15、16日の大雨により発生した災害廃棄物につきましては、合計で300トンほどにも及びましたが、戸別収集や仮置場設置を関係機関と連携し、迅速に対応した結果、年度内に全て処理することができました。

勤労青少年ホーム費につきましては、施設等の管理を社会福祉法人松の実福社会へ委託し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底の上、適切な管理に努めました。

労働諸費につきましては、東北労働金庫と提携し、町内に居住または勤務する者に対する勤労者向け融資制度を実施し、また、松島町シルバー人材センター事業を支援することで、高齢者就労支援を実施しました。

農業委員会費につきましては、農地法に基づき、農業者の円滑な農地利用の支援や、農地等の利用最適化の推進に取り組みました。

農業振興費につきましては、米価の安定を目的とし、需要に応じた食用米作付の推進を行うとともに、飼料米や野菜等の高収益作物への支援を実施しました。また中山間地農業ルネッサンス事業として、タケノコの加工品基本パッケージデザインの作成を行い、町に適した特産品の普及を図りました。

農地費につきましては、農業農村の有する多面的機能の維持発揮を図るため、地域活動を支援するための補助を行ったほか、前川排水機場の外壁及び電気設備工事を行いました。併

せて県営事業として志田谷地排水機場のポンプ場設備整備工事等を実施し、施設の機能保全を図りました。

園芸振興費につきましては、関係団体への補助を通じて、地産地消を推進するためのイベント開催及び町花セッコクの再生のための取組を支援しました。

畜産振興費につきましては、和牛生産団体への補助を通じて、優良子牛の生産への支援を実施し、また家畜伝染病の情報収集等を適宜行うことで、生産者が安心安全に畜産業を行えるように努めました。

林業振興費につきましては、松くい虫防除対策並びに特別名勝松島の松林保全として、宮城県と合同で空中散布と地上散布の事業を実施したほか、樹幹注入事業並びに被害木伐倒駆除を継続して実施するとともに、森林機能回復のため抵抗性松の植樹箇所の下刈り事業を行いました。

水産業振興費につきましては、カキの衛生対策やアサリの稚貝散布、カキのPR事業のための補助を引き続き実施いたしました。

商工業振興費につきましては、地元業者の経営支援や創業者向けの講座開設及び地元ブランド開発事業を補助するほか、引き続き独自の創業者支援事業を継続するとともに、町内金融機関と提携し、中小企業小規模企業者向けの融資あっせん及び保証料の補給を実施しました。

観光費につきましては松島町観光審議会において、主要事業の実施報告や次年度予算について説明を行い、観光振興計画に掲げる各種施策の推進などについて意見をいただきました。また、新型コロナウイルス感染症の対策を講じつつ、観光協会や各実行委員会と連携を図り、各種イベントを開催し、観光地のにぎわいづくりと松島の魅力発信に努め、教育旅行誘致のため、松島×探究ツアーパック教育力旅行版を創出業務委託を実施し、コンテンツ及びツアーパック等の造成、パンフレットの作成を行いました。

国際交流関係経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、宮城県地域連携DMO、関係部署と情報共有や商品造成の打合せを検討を行いました。

施設維持管理経費につきましては、観光関連施設の適切な維持管理を行い、観光客の利便性や安全性を確保するとともに、効果的に業務を委託することにより効率化を図りました。

文化観光交流館費につきましては、各種教室を再開したほか、指定管理者がアンブレラスカイなどの町民が楽しめる季節ごとの展示を工夫し、効果的な施設運営を行いました。

道路維持費につきましては、町道の舗装補修事業を引き続き実施し、道路環境の保全を図

りました。また、道路除草や除融雪を地区等の協力をいただきながら実施し、維持管理に努めました。

道路新設改良費につきましては、品井沼地区道路整備事業を実施しました。

都市計画総務費につきましては、初原地区開発区域におきまして、宮城県との継続的な協議の実施や松島町都市計画審議会からの答申を得て、令和4年11月に市街化区域に編入され、現地で開発事業が実施できる環境の整備を図るとともに、本地区の土地所有者により令和3年5月に結成された仮称松島町初原土地地区画整理組合設立準備委員会との協議や指導助言を行い、事業推進を図りました。さらに、その他開発、建築に関する制限等の照会対応、都市計画や地区計画に係る各種行為に対する事業を通じて、良好なまちづくりの推進を図りました。

公園管理費につきましては、運動公園及び温水プールにおいて、新型コロナウイルス感染対策を講じた上で、利用者が安全安心にスポーツに取り組めるよう、指定管理者と連携し、運営管理に努めました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、一般木造住宅の耐震診断助成事業並びに危険ブロック塀等除去事業を継続して実施し、大規模地震における被害対策に取り組みました。

災害対策費につきましては、防災行政無線操作卓を改修し、安全安心メールや各種SNSとの自動連携機能を設けることで、情報管理を一元化し災害時の迅速かつ正確な情報伝達体制の構築を図りました。また、気象庁が発表する気象情報をLINEにて即座に自動発信するとともに、自動連携にて配信した防災情報を電話において確認できるテレフォンサービス機能も構築し、情報収集手段の強化を図りました。さらに4年ぶりに開催した総合防災訓練においては、防災関係機関と連携した情報収集や支援、救助体制の確認、習熟を目的とした訓練のほか、町民も参加した避難所開設訓練を実施し、地域防災力の向上を図りました。

避難施設管理費につきましては、災害時において円滑な避難誘導が行えるよう、石田沢防災センターや高城避難所における避難者への受入れ体制を整備するとともに、避難場所や備蓄倉庫の維持管理を行い、防災機能の確保に努めました。また、災害時において提供する食料品や、飲料水、毛布などを計画的に購入し、備蓄品の充実を図りました。

教育費につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、学校、家庭、地域が協働し、誇りと絆を育み、しなやかに生きる松島人の育成を推進するための教育環境の整備を行いました。

事務局費につきましては、引き続き教育指導専門員を雇用し、教職員等への指導、不登校

児童生徒への支援等の充実を図りました。また教育課程特例校の指定を受け新設した子ども国際観光課においては、教師と外国語指導助手A L Tの協働により、児童の英語コミュニケーション能力の育成と、ふるさと松島の歴史、文化の継承に努めました。

心のケア不登校対策につきましては、松島町の子供の心のケアハウス、もみの木教室の運営や、スクールソーシャルワーカーの配置により、様々な問題を抱える児童生徒とその保護者に対する教育相談、学習指導など、個々の実情に応じた支援の充実を図りました。

小中学校費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めたほか、小学校においては、第一小学校体育館照明のL E D化工事を実施し、学校施設における省エネルギー化を図りました。中学校においては、屋内消火栓設備配管改修工事を実施し、安心安全な教育環境の整備に努めました。また、I C T支援員を各学校に巡回配置し、児童生徒及び教員のI C T活用能力の向上に努めました。

社会教育総務費につきましては、町の自然と歴史文化を学ぶ松島まるごと学や地域ボランティアの協力を得ながら放課後子ども教室事業を行い、児童生徒が地元松島への誇りと郷土愛を育む取組を行いました。また青少年ボランティアのジュニアリーダー育成にも力を入れ、地域行事等に積極的に参加し、活動を行いました。

公民館費につきましては、コロナ禍における各種制限により住民の生涯学習の意欲が低下しないよう、多様な学習機会等の確保に努めました。また触れ合いスポーツ大会や文化観光交流まつりを実施し、健康増進と芸術文化活動の推進に取り組みました。

文化財保護費につきましては、所有者の協力を得て文書の所在確認及び瑞巖寺礎石調査等の文化財調査を実施し、また、町指定文化財として富山観音堂に祭られている大仰寺、洞水禅師倚像を新たに指定しました。

町民の森費につきましては、コロナ禍におけるアウトドア志向の高まりを受け、利用者が増えていることから、より安全な施設利用に向け適切な維持管理に努めました。

保健体育総務費につきましては、創立50周年式典を開催した松島町体育協会に対し、事業補助金を交付し、町内スポーツ団体の活動支援及びスポーツ振興に努めました。

海洋センター費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、B & G海洋センター施設の運用に努めました。

給食施設費につきましては、園児や児童、生徒の成長に必要な栄養バランスに配慮した献立づくりに努め、施設内の衛生管理の徹底と設備の配備、維持管理を行うことで、安心して安全な学校給食の提供を実施しました。また、学校給食において地場産品の利用促進を図り、

全国学校給食週間には、宮城県内の名物を使用したメニューを提供し、郷土食に対する興味や関心を高めることに努めました。

幼稚園費につきましては、施設や設備の維持管理に努めたほか、幼稚園無償化に伴う施設等利用給付事業により、子育て世代への支援を行いました。また、松島第二幼稚園閉園に向けた保護者説明会や各種手続を実施いたしました。

農業用施設災害復旧費につきましては、令和4年3月の福島県沖地震で被災した施設の復旧工事を実施し、復旧が完了いたしました。また、令和4年7月15、16日の大雨で被災した施設の復旧工事を実施し、営農への支障を来さないよう、早期復旧に努めました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災により被災した町道松島・磯崎線及び松島大橋の災害復旧工事が完了しました。また、令和4年3月の福島沖地震で被災した施設の復旧工事が完了しました。さらに、令和4年7月15、16日からの大雨で被災した施設の復旧工事を実施し、公共土木施設の早期復旧に努めました。

社会教育施設、保健体育施設災害復旧費につきましては、令和4年3月の福島沖地震で被災した運動公園、東部地域交流センター、学校給食センターの災害復旧工事を実施しました。

続きまして、各種特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額17億9,994万2,000円に対し、歳出総額17億5,100万2,000円となり、歳入歳出差引額4,894万円をもって決算を行っております。

このうち実質収支額のうち、4,500万円を地方自治法の規定により、財政調整基金へ積立てするものであります。

国民健康保険の健全な運営、被保険者の適切な医療費給付費に努めるとともに、18歳に対する最初の年度末までの子供の国民健康保険税均等割額全額免除と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免及び令和4年7月15、16日の大雨により被災した世帯に対する減免を実施いたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2億2,251万6,000円に対し、歳出総額2億2,029万3,000円となり、歳入歳出差引額222万3,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携の下、市町村事務としてされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料の減免及び令和4年7月15、16日の大雨により被災した者に対し、保険料の減免申請受付事務を実施いたしました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額20億6,818万6,000円に対し、歳出総額19億6,279万5,000円となり、歳入歳出差引額1億539万1,000円をもって決算を行っております。

この実質収支のうち、5,300万円を地方自治法の規定により、財政調整基金へ積立てするものであります。

介護保険事業費につきましては、高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の2年目として事業運営を行いました。第9期介護保険事業計画策定に向け、町民を対象に介護予防日常生活圏域調査及び在宅介護実態調査を実施しました。さらに介護予防の取組として、介護予防教室や通所の介護事業所にリハビリ専門職等による講話や体操などの実技指導を実施しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額937万5,000円に対し、歳出総額937万4,000円となり、歳入歳出差引額1,000円をもって決算を行っております。

介護サービス事業特別会計につきましては、総合事業事業対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防計画を作成し、関係事業者への助言や指導、連絡調整による在宅生活を支援しました。

観瀾亭特別会計につきましては、歳入総額9,933万1,000円に対し、歳出総額8,695万9,000円となり、歳入歳出差引額1,237万2,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち、1,200万円を地方自治法の規定により、財政調整基金へ積立てするものであります。

観瀾亭費につきましては、観覧者が安心、安全に松島観光を楽しんでいただくよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた運営に努めました。また樹木剪定等を行い、良好な環境整備に努めたほか、利用者の利便性向上を図るため、公衆トイレ建設のための設計業務を行いました。

福浦橋費につきましては、福浦橋においてアマモ場再生事業を実施し、SDGsに関する本町の取組について観光客に広く周知しました。さらに環境整備として、適宜施設の修繕等を実施し、良好な施設維持管理に努めました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額3,752万6,000円に対し、歳出総額3,751万7,000円となり、歳入歳出差引額9,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰入れが主なものであります。歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地における草刈り等の経費と財産積立てを行ったものであります。なお、松島区及び北小泉区につきましては、令和4年度末をもって会計

を閉鎖しております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額10億4,147万円に対し、歳出総額9億2,580万8,000円となり、歳入歳出差引額1億1,566万2,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出差引額につきましては、下水道事業において地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による松島町下水道事業会計へ引き継いでおります。

歳出の主な内容につきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であり、総流入汚水処理量は150万7,000立方メートルとなっております。雨水排水施設につきましては、雨水ポンプ場15か所の運転管理により降雨時等の対応を行いました。下水道施設整備につきましては、松島浄化センターの長寿命化改築工事等を実施いたしました。また令和4年7月15、16日の大雨による災害復旧事業として、松島中継ポンプ場等の災害復旧工事を実施しました。

なお、公債費につきましては、元利償還金として4億4,126万2,000円を償還しました。

水道事業会計につきましては、令和4年度水道事業の業務量として、年度末給水人口1万3,241人、年度末給水戸数5,731個、年間総配水量185万8,000立方メートル、年間有収水量159万1,000立方メートルとなりました。

水道事業収益につきましては、5億1,211万9,000円となり、給水収益の増により前年比で2,439万5,000円の増収となっております。

水道事業費用につきましては、5億942万9,000円となり、資産減耗費の減により、前年度比で8,446万5,000円の減額となっております。

資本的収入につきましては、一ノ渡消火栓設置工事に係る負担金を受入れております。

資本的支出につきましては、松島大橋水道管添架橋台撤去工事等を実施しました。

資本的収支としまして、資本的収入237万4,000円に対し、資本的支出3億3,757万1,000円となり、収支不足額3億3,519万7,000円は減債積立金の取崩し等により補填しております。

ただいま一般会計特別会計及び水道事業会計の決算の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 大変ご苦労さまでした。

以上で、議案第62号から議案第70号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第29 報告第3号 令和4年度松島町健全化判断比率について

日程第30 報告第4号 令和4年度松島町資金不足比率について

○議長（色川晴夫君） お諮りします。

日程第29、報告第3号及び日程第30、報告第4号は、地方公共団体の財産の健全化に関する法律の規定による、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので、一括して報告を求めたいと思います。なお、報告書の朗読については省略したいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

報告第3号及び報告第4号の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第3号令和4年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和4年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。両比率とも実質赤字がない（黒字）ため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「^{なし}」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、6.8%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおり18%であります。

将来負担比率につきましては、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等への地方債償還負担金など令和4年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。令和4年度決算では、将来負担額が充当可能財源を下回ったため、「^{なし}」と記載しております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、令和4年度の松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

報告第4号令和4年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見

を付し、令和4年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、事業規模に対する資金の不足額の比率であり、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計・下水道事業特別会計が該当し、令和4年度決算では資金不足がない（黒字）ため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「^{なし}」と記載しております。

なお資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化判断基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお配付資料につきましては、担当課長より説明させます。

以上で、令和4年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、令和4年度健全化判断比率、資金不足比率についてご説明させていただきます。

お手数でございますが、A4判横使いの報告第3号及び報告第4号の健全化判断比率等についての参考資料をご覧いただきたいと思います。町長の説明と重複するものもございますが、ご了承願いたいと思います。

なお下水道事業特別会計につきましては、令和5年4月1日から地方公営企業法の適用を受ける下水道事業会計へ移行となっているため、令和5年3月31日をもって終了とする切り決算額による算出となっているところでございます。

1ページをお開き願いたいと思います。

健全化判断比率として4つの財政指標について町の財政状況を客観的に表すもので、国が示した計算方法により求めるものでございます。その結果、4つの比率は記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再生基準には至っておらず、健全な状態であると言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目の金額などを記載しております。

2ページをお開き願いたいと思います。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、令和4年度の実質赤字比率はマイナス8.81%となっております。そのほかの表が松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページの右下に記載しておるとおり、マイナス49.80%となっております。このように実質赤字

比率、連結赤字比率共にマイナスとなっております。このことは赤字は生じていない、いわゆる黒字であるということでございます。

3ページをご覧くださいと思います。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計、並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものであります。

3ページの表の右側の(8)に、資金不足額または譲与額を表しております。

水道事業会計では、約14億3,800万円の剰余額があり、また、観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計もそれぞれ剰余額を有しており、資金不足になっていない状況でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

資金不足比率につきましては、資金不足額を営業収益の額、または営業収益に相当する収入の額など、事業規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数値で高ければ高いほど経営状況は悪化しているものと言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス288.32%で、また、5ページに記載のとおり、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計への資金不足比率の計算結果は、主に分子の資金不足がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なくゼロとなります。

このことから、本町の水道事業会計、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計は、資金の不足はしていないということになります。

6ページをお開き願いたいと思います。

この表は地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均で表すものとなっております。①から⑮までの数値は、国の統計調査である決算統計や普通交付税算出の際に使用する数値などから求めたもので、これを基に国が示した計算方法で算出したものになります。

この結果、実質公債比率は6.8%で、前年度の7.4%よりも0.6ポイントの減となりました。単年度の実質公債比率が昨年度より増となった主な要因といたしましては、表⑭の臨時財政対策債発行可能額が、令和3年度より約1億5,000万円の減となり、分母の枠が減少したことによるものであります。また、3か年平均による実質公債比率が0.6ポイント減となった主な要因といたしましては、算定から外れた令和元年度の単年度の比率が9.81569でありましたが、令和4年度の単年度比率が7.98024と、令和元年度の単年度比率より約1.8ポイント低くなったこともその影響であるかと考えられるところでございます。

7ページをご覧ください。

この表は将来負担比率を求めたものであります。

この将来負担比率は地方債や債務負担行為に関わるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものでございます。

この計算は、このページの下の方のとおり、令和4年度の将来負担比率はマイナスとなり、^{なし}「－」となります。なお、前年度の数値は6.7%でございました。

この主な要因といたしましては、表上側、将来負担額の一番左側の欄の地方債の現在高が令和3年度より約2億9,600万円の減、また、左から3番目の欄の公営企業債等繰入見込額が令和3年度より約3億3,000万の減となっており、下水道事業特別会計等においても、地方債の現在高の減少などにより、一般会計からの繰入額見込額が減少したものによるものと考えられるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ご苦労さまでした。報告が終わりました。

ここで議事運営上、暫時休憩とします。議員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

午後1時55分 休 憩

午後1時55分 再 開

○議長（色川晴夫君） それでは再開します。

日程第31 議案第71号 松島町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（色川晴夫君） 日程第31、議案第71号松島町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第71号松島町副町長の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現副町長の熊谷清一氏が令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、再度熊谷清一氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件でございます。討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第71号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより投票の準備をさせます。

準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、12番片山正弘議員、13番高橋利典議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83号の規定により否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方

から順に投票をお願いします。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

12番片山正弘議員、13番高橋利典議員は開票の立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉浩司君） 報告いたします。

投票総数 1 3 票

有効投票 1 3 票

無効投票 0 票

有効投票中、可とするもの12票、否とする者1票。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成多数です。よって、議案第71号松島町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第32 諮問第2号から日程第35 諮問第5号まで

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第32、諮問第2号から日程第35、諮問第5号までは、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問であり、関連がございますので、一括して諮問の説明を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第32、諮問第2号から日程第35、諮問第5号までを一括議題とします。

諮問の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

諮問第2号の桔梗元子氏は、-----を歴任され、-----
-----として地域の中で貢献されております。

諮問第3号の安曇浩一氏は、昭和60年4月、-----
-----として勤務、平成24年4月には松島町-----
-----学校教育に熱心に取り組んでいただきました。長年
教員として教育現場に携わった経験を生かし、町民の相談に対応できる方であります。

諮問第4号の鈴木由美子氏は、-----に勤務された後、本町-----として勤務し、
現在-----を行っております。-----
-----として、町民のスポーツ活動の促進等地域発展のため
ご活躍いただいております。

諮問第5号の亀山祐司氏は、-----で勤務され、現在は-----
-----としても務められております。-----
-----を務めるなど、地域振興発展のため地域コミュニティの中心的な
存在として活躍されました。

以上の4名を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6
条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 諮問第2号から諮問第5号までの諮問の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで諮問に対する意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩します。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

議員の皆さんは議員控室にご移動いただきます。執行部の皆さんは、少々お待ちください。

午後２時１１分 休 憩

午後２時１５分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

諮問に対する答申は、諮問ごとに行います。

初めに、諮問第２号につきましては、適任と答申したいと思います。

このことについてご異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第３号についてをお諮りします。諮問第３号につきましては、適任と答申したいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第４号についてをお諮りします。諮問第４号につきましては、適任と答申したいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第４号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第５号についてお諮りします。諮問第５号につきましては、適任と答申したい

と思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ散会とします。

再開は9月25日、午前10時です。

以上です。引き続き、議員の皆さんにお伝えします。

ここで、副町長よりご挨拶の申出があります。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 改めまして熊谷でございます。

今、急に振られてしまって、心の準備が何とも言えないんですけども、まず皆さん同意が得られたということで自分的にはすごく重く感じております。町長の補佐役としてまた行政運営に携わってまいりたいと思いますので、これからもひとつよろしくお願い申し上げまして、簡単でありますけれども、挨拶とさせていただきますと思います。

これからひとつよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） よろしく申し上げます。

それでは、本日の会議を閉じます。

午後2時52分 散 会